

渋川市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育基本法（昭和22年法律第25号）第4条第3項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し就学援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、渋川市内に住所を有し、渋川市立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の保護者（学校教育法16条に規定する者）で次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 教育長が、要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると認める者

(援助対象項目及び支給額)

第3条 援助対象項目及び支給額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で支給する。

- 2 要保護者のうち、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている場合には別表の①から④及び⑦から⑧を、同法第12条の規定による生活扶助を受けている場合には同⑥を支給対象から除く。

(申請)

第4条 就学援助費の支給を受けようとする者は、毎年度、就学援助費交付申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、校長を通じて教育長に提出することとする。なお、申請書の様式及び提出期限については、教育長が別に定める。

- 2 前項による申請があったとき、教育長は、必要に応じて校長から所見を求めることができる。
- 3 前項による所見の求めがあったとき、校長は、必要に応じて民生委員児童委員に助言を求めることとする。

(認定)

第5条 教育長は、前条の申請があったとき、その内容について審査を行い認定の可否を決定するとともに、当該認定の結果を申請者及び校長に通知する。

- 2 教育長は、審査に必要な書類の提出を申請者に求めることができる。ただし、公簿によって必要事項の確認ができるときは、当該書類の提出を省略することができる。

(期間)

第6条 第5条による認定を受けた者が就学援助を受けることができる期間は、

次の各号のとおりとする。

(1) 教育長の定める日までに、第4条による申請を受理された場合は、当該年度の4月1日から年度の末日までの期間。

(2) 前号に依らない場合は、申請が受理された日の翌月から年度の末日までの期間。

(支払方法等)

第7条 就学援助費の支給は、申請書中の委任事項により委任を受けた校長を通じて、原則として年3回（7月、12月、3月）行う。

(受給者の義務)

第8条 就学援助費の支給を受けた申請者（以下「受給者」という）は、これを対象児童生徒の就学に必要な費用に充てなければならない。

2 受給者は、第2条の規定に該当しなくなったとき、その他就学援助を必要としなくなったときは、速やかにその旨を校長を通じて教育長に届け出なければならない。

(支給の停止)

第9条 教育長は、受給者が前条第1項から逸脱した場合には、就学援助費の支給に関して必要な措置を執ることができる。

(認定の取消し)

第10条 教育長は、第8条2項による届け出を受けたとき、その他就学援助の必要がなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成26年6月2日から施行し、平成26年度第1学期支給分から適用する。

3 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

援助対象項目	定 義	支給額
		上段:小学校
		下段:中学校
①学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品又はその購入費	11,420 円
		22,320 円
②通学用品費	児童又は生徒が通常必要とする通学用品又はその購入費（第1学年を除く）	2,230 円
		2,230 円
③校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴わないものに参加するための交通費及び見学料	1,550 円
		2,240 円
④校外活動費 (宿泊を伴うもの)	児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学料	3,570 円
		6,010 円
⑤修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	実費支給
⑥新入学児童生徒学用品費等	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品又はそれらの購入費	20,470 円
		23,550 円
⑦体育実技用具費	中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具で、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意するもの又はその購入費	実費支給
⑧学校給食費	学校給食に要する費用	実費支給
⑨医療費	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づく疾病の治療に要する費用	実費支給

備考

- 1 新入学児童生徒学用品費等は、4月1日認定となった場合に支給する。
- 2 校外活動費（宿泊を伴うもの）において、当該活動に要した経費が支給額を下回った場合は、当該活動に要した経費を支給額とする。